

氏名・（本籍地）	森田久美子（新潟県）
学位の種類	博士（人間学）
学位記の番号	甲第113号
学位授与の日付	平成29年3月15日
学位論文題目	若者ケアラーの包括的支援に関する研究 -高等教育で学ぶ若者に焦点をあてて-
論文審査委員	主査 坂本智代枝 副査 石川到覚 副査 木下康仁

森田久美子 氏 学位請求論文審査報告書

「若者ケアラーの包括的支援に関する研究-高等教育で学ぶ若者に焦点をあてて-」

論文の内容の要旨

本課程博士論文は、わが国における若者ケアラーの包括的支援のあり方について量的及び質的な調査研究の両アプローチ、すなわち、当該現象をマクロ、メゾ、ミクロの位相で捉えることによって得られたエビデンスから、その支援策を具体的に提起した論考としての成果である。本研究の着眼点は、ケアラーがケア役割やケア責任を果たすだけでなく、家族生活や学業、職業生活、地域生活などの社会生活を営む独立した個人であることを基本にすえた支援を検討していく必要があること、また、ケアラーのライフステージや個人の状況から生じる様々なニーズに考慮した、包括的支援を構築していくことが求められていることに研究関心がある。本研究は若者がケアをすることで、学業や就業を中断し、健康を悪化させることは、社会的な損失でもあることから、ケアをすることが、若者の人格的な強さや成熟に資するような包括的支援を発展させていくことに社会的意義がある。

本論文の構成は、序章では研究の背景及び目的、課題、概念設定を提示し、第1章では若者ケアラー及び包括的支援の定義を行うと共に、若者ケアラーの成人への移行に関わる研究の到達点を、先行研究を辿りながら確認している。第2章では、若者ケアラーへの社会的支援の必要性及びどのようなグループに属する若者でケアラーとなる者が多いかを把握するために、政府統計の二次分析を実施している。この結果、若者ケアラーが日本でも一定数の規模で存在していること、若者ケアラーのケアの相手別の構成及び若者ケアラーの教育状況別の構成が判明したことを明らかにしている。第3章では、高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアの実態を明らかにするために、高等教育で学ぶ若者を対象としたアンケート調査を実施し、高等教育で学ぶ若者における介護者比率、若者ケアラーのケア状況の特徴、ケアをすることの若者ケアラーの健康や学生生活への影響を明らかにしている。さ

らに、第 4 章では高等教育で学ぶ若者ケアラーがケアをすることと学生生活とを両立するプロセスを明らかにするために、質的調査を実施している。この調査では、高等教育で学び支援ニーズの高い若者ケアラー8名を対象に半構造化インタビューを実施し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析をしている。分析の結果、35 概念、9 サブカテゴリー、6 カテゴリーを見出している。若者ケアラーは【一人で頑張らないケアスタイルの形成】されることでコアカテゴリーである【同時充足圧力】を調節することを可能にしていたことは、若者ケアラーのリアルな内的世界を描いている。終章では、若者ケアラーとりわけ高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアの実態を再整理し、若者ケアラーの包括的支援のあり方について考察を深めている。最後に本研究の限界と今後の研究の方向性を論じている。

上記のように本課程博士論文で示した研究成果から、高等教育機関には、ケアラー学生のための相談支援体制を整備し、若者ケアラーがケアと学生生活とを両立することを支援することが求められることに言及している。また、高等教育におけるケアラー学生のための相談支援では、若者ケアラーが学生生活を確保するための思考法やスキルを発展させていくことを支援していくことが求められる。具体的には、(1) 若者ケアラーが自身の希望を語ることを支えること、(2)基本的なケアスキルの習得、(3)ケアと学生生活の両立ための資源の蓄積、(4)セルフケアスキルの蓄積を支援していくことが課題であることを結論づけている。

審査結果の要旨

本論文は、わが国の政策課題でもある若者ケアラーの包括的支援のあり方について量的及び質的な調査研究の両アプローチによって得られたエビデンスから、その包括的な支援策を具体的に提起した社会的に意義のある論考である。

当該論文の審査は、予備審査を経て公開口述試問を実施したが、副査の石川到覚（本学名誉教授）と外部副査の木下康仁（立教大学教授）および主査の坂本智代枝との合議により、三者が一致して「合格」と判定した。

評価する点は、まず、わが国の超少子高齢社会においてケアラー支援が大きな政策課題であり、近年漸く、隠れた存在としてのヤングケアラー支援の必要性が指摘され始めてきた。しかし、その支援策を既に実施しているイギリスや北欧とは異なり、わが国では成人への移行的な価値のあるヤングケアラーへの支援策のための地獄のない断片的な調査が実施されても、政府による実態調査は行われていない。現時点では、政府が実施する「社会生活基本調査」のオーダーメード集計の解析及び匿名データの 2 次解析によって把握する手立てしかなく、その調査データの再分析からヤングケアラーの概括的な規模やケア状況などの推計を初めて明らかにした点にある。

次いで、上記の政府による全国調査の 2 次分析において高等学校卒業後に進学している若者ケアラーが生活課題を抱える傾向の増加を読み取った結果から、ケアラーの発達段階や課題を踏まえ、子どもケアラーと若者ケアラーとを切り分け、本研究の成果を期待するソーシャルワーカー養成校（高等教育機関）の教員らの協力により、養成校の在学者を調査対象として高い回収率を得た調査研究の結果から、若者ケアラーの規模や生活状況及び支援ニーズなどの多様なケア実態を見出している点にある。

さらに、高等教育で学ぶ学生を対象とした調査研究の結果から見出された若者ケアラーをインフォーマントに選定し、質的研究法の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを採用することによって「学びとケアを両立させているプロセス」をリアルに描き出している。そして、その分析結果と先行研究との比較検討から、本研究のオリジナルな成果を導き出している。それらを踏まえたうえ、高等教育で学ぶ若者ケアラーの包括的支援の方策を具体的に提示した点にある。

なお、残された研究課題は、本論文の研究対象が高等教育のソーシャルワークを学ぶ若者に焦点化した研究成果でもあるため、今後、広く子ども・若者ケアラーの全実態を踏まえた総合的かつ包括的な支援策を提示する研究への進展が望まれる。また、論者も指摘するように、より深刻な状況下にある子ども・若者ケアラーへの支援は、まさに喫緊な政策課題でもあるため、疾病・障害・高齢によってケアが複合・重層化してきた現在においては、更なる研究の深化が期待される。何よりも『子ども・若者育成支援推進法』や関連法を根拠にした「若者政策」を講じるための公的な調査研究の推進をも促す挑戦的な研究成果の提示が引き続き求められよう。

以上のような審査の結果、本大学院博士後期課程における課程博士論文の審査基準に適合した学位論文として認定する。